# 身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令 （平成十五年厚生労働省令第百十九号）

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年六月三十日から適用する。

# 附則（平成一五年一〇月二二日厚生労働省令第一六二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年九月三十日から適用する。

# 附則（平成一六年二月二六日厚生労働省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年一月二十二日から適用する。

# 附則（平成一九年四月二日厚生労働省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行し、本則の表の各項身体障害者補助犬の種類の欄ごとに、同表の各項名称の欄に掲げる法人の区分に応じ、同表の各項指定の日の欄に掲げる日から適用する。

# 附則（平成一九年九月七日厚生労働省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二二年九月一日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一月二一日厚生労働省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二八日厚生労働省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。